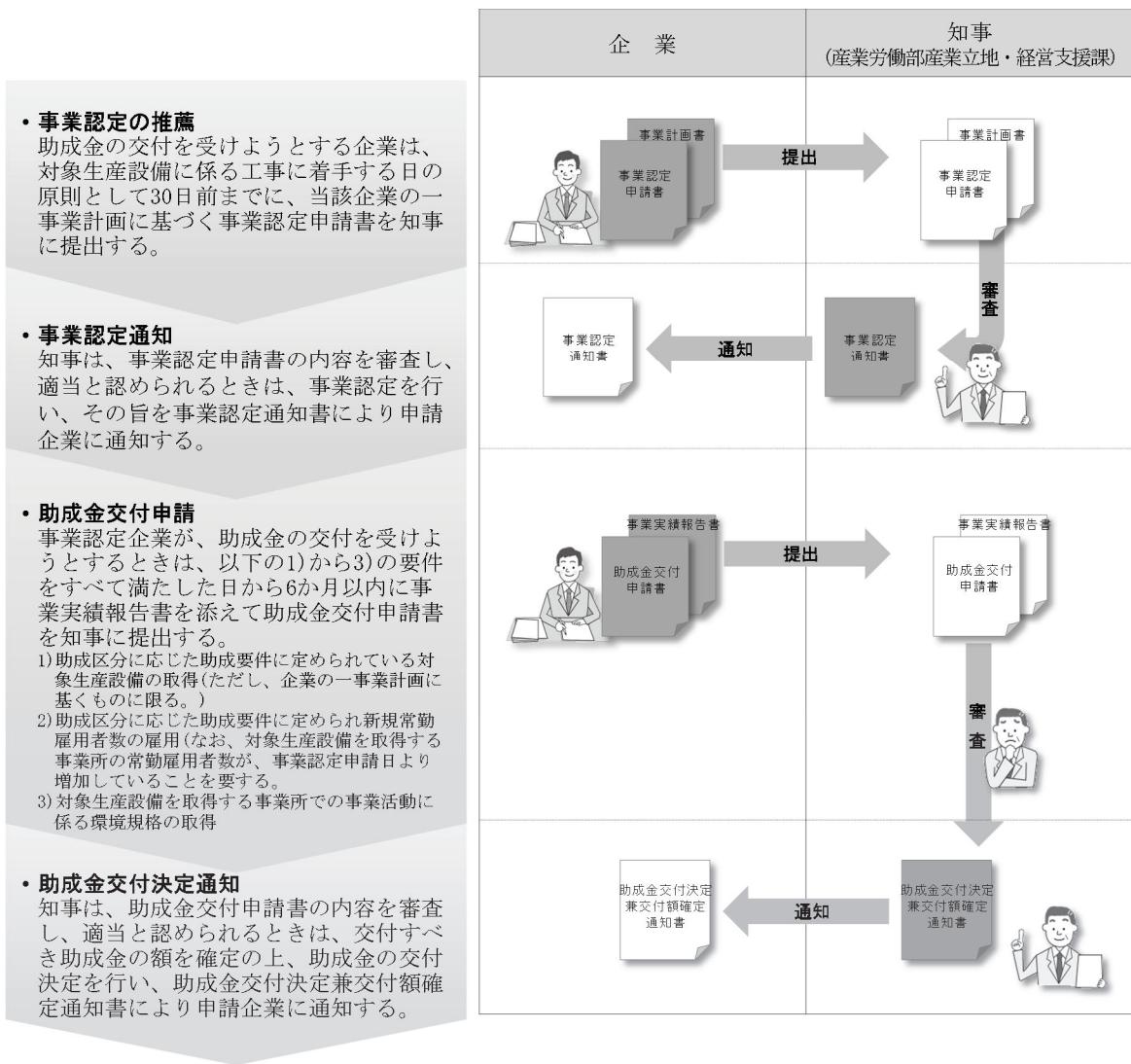


④ 補助金事務の状況

ものづくり産業応援成金に係る業務プロセスは下記に示すとおりである。



以上のものづくり産業応援成金の業務を確認した結果、ものづくり産業応援成金交付要綱にしたがい、業務は適正に実施されていたものの、以下の点で検討を要する。

1) ものづくり産業応援成金の制度設計について(意見)

助成金の交付申請にあたって、対象生産設備の取得、新規常勤雇用者の雇用、環境規格の取得を要件としていることから、必然的に助成金の支払いは投資後のタイミングとなっている。このため、制度利用のために事前の財源確保が必要な状況となっており、企業にとって負担が大きく、利用しにくい制度となっている。

また、交付決定及び助成金額確定にあたって、リースを利用して導入した生産設備については対象外とされていた。ものづくり産業応援成金交付要綱において、取得の定義を「生産設備を実質的に取得することをいい、取得年月日は、生産設備の引渡しを受けた日とする」とされている。リースを利用して導入した生産設備を対象外とする取扱いは交付要綱に反するものではないが、リースという資金調達手段が制限されている状況であり、企業の負担を増大させる要因となっている。

よって、リース利用等による設備導入にも助成制度の適用を可能とし、より幅広い資金調達手段に対応した制度構築を検討することが望まれる。

(2)高度化資金及び小規模企業者等設備導入資金貸付事務費

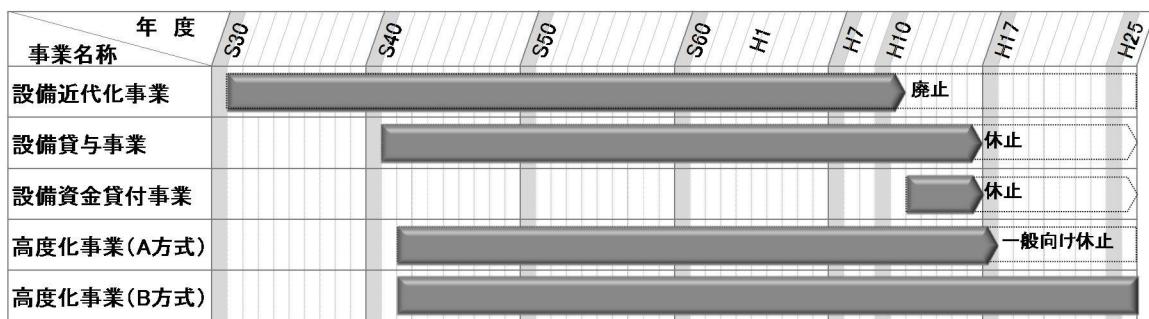
① 概要

目 的 事 業 内 容 当 初 予 算 額 決 算 額 (平成 25 年度)	1)高度化資金 中小企業者で組織する事業協同組合等が行う複数の都道府県にまたがる高度化事業(B方式) ¹⁶ に対し、必要な資金の一部を中小企業基盤整備機構を通じて貸し付けることにより中小企業の経営体質の改善を図る。																										
	2)小規模企業者等設備導入資金貸付事務費 高度化資金、設備近代化資金の滞納額を縮減する。																										
	1) 高度化資金 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th><th>平成 25 年度</th><th colspan="2">平成 25 年度</th></tr> <tr> <th>事業実績</th><th>当初</th><th>決算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度化資金貸付</td><td>中小企業基盤整備機構への貸付</td><td>6,069 千円</td><td>6,069 千円</td></tr> <tr> <td>高度化資金償還</td><td>中小企業基盤整備機構への償還</td><td>393,044 千円</td><td>162,904 千円</td></tr> <tr> <td>高度化資金繰出</td><td>一般会計への繰出</td><td>60,024 千円</td><td>80,303 千円</td></tr> </tbody> </table>				項目	平成 25 年度	平成 25 年度		事業実績	当初	決算	高度化資金貸付	中小企業基盤整備機構への貸付	6,069 千円	6,069 千円	高度化資金償還	中小企業基盤整備機構への償還	393,044 千円	162,904 千円	高度化資金繰出	一般会計への繰出	60,024 千円	80,303 千円				
項目	平成 25 年度	平成 25 年度																									
	事業実績	当初	決算																								
高度化資金貸付	中小企業基盤整備機構への貸付	6,069 千円	6,069 千円																								
高度化資金償還	中小企業基盤整備機構への償還	393,044 千円	162,904 千円																								
高度化資金繰出	一般会計への繰出	60,024 千円	80,303 千円																								
成果目標の 達成状況 (平成 25 年度)	2) 小規模企業者等設備導入資金貸付事務費 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th><th>平成 25 年度</th><th colspan="2">平成 25 年度</th></tr> <tr> <th>事業実績</th><th>当初</th><th>決算</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産競売</td><td>不動産の競売</td><td>4,340 千円</td><td>0 千円</td></tr> <tr> <td>延滞債権回収業務委託</td><td>延滞債権回収業務委託</td><td>2,980 千円</td><td>2,972 千円</td></tr> <tr> <td>貸付金管理システムリース</td><td>貸付金管理システムリース</td><td>2,220 千円</td><td>1,934 千円</td></tr> <tr> <td>事務費</td><td></td><td>1,662 千円</td><td>1,265 千円</td></tr> </tbody> </table>				項目	平成 25 年度	平成 25 年度		事業実績	当初	決算	不動産競売	不動産の競売	4,340 千円	0 千円	延滞債権回収業務委託	延滞債権回収業務委託	2,980 千円	2,972 千円	貸付金管理システムリース	貸付金管理システムリース	2,220 千円	1,934 千円	事務費		1,662 千円	1,265 千円
項目	平成 25 年度	平成 25 年度																									
	事業実績	当初	決算																								
不動産競売	不動産の競売	4,340 千円	0 千円																								
延滞債権回収業務委託	延滞債権回収業務委託	2,980 千円	2,972 千円																								
貸付金管理システムリース	貸付金管理システムリース	2,220 千円	1,934 千円																								
事務費		1,662 千円	1,265 千円																								
1) 高度化資金 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">項目</th><th>目標</th><th>成果</th><th>達成状況</th></tr> <tr> <th>中小企業基盤整備機構への貸付</th><th>1件 6,069 千円</th><th>1件 6,069 千円</th></tr> </thead> </table>				項目	目標	成果	達成状況	中小企業基盤整備機構への貸付	1件 6,069 千円	1件 6,069 千円																	
項目	目標	成果	達成状況																								
	中小企業基盤整備機構への貸付	1件 6,069 千円	1件 6,069 千円																								
	2) 小規模企業者等設備導入資金貸付事務費 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th><th>目標</th><th>成果</th><th>達成状況</th></tr> <tr> <th>滞納額(残額)</th><th>144,036 千円</th><th>792,805 千円</th></tr> </thead> </table>				項目	目標	成果	達成状況	滞納額(残額)	144,036 千円	792,805 千円																
項目	目標	成果	達成状況																								
	滞納額(残額)	144,036 千円	792,805 千円																								

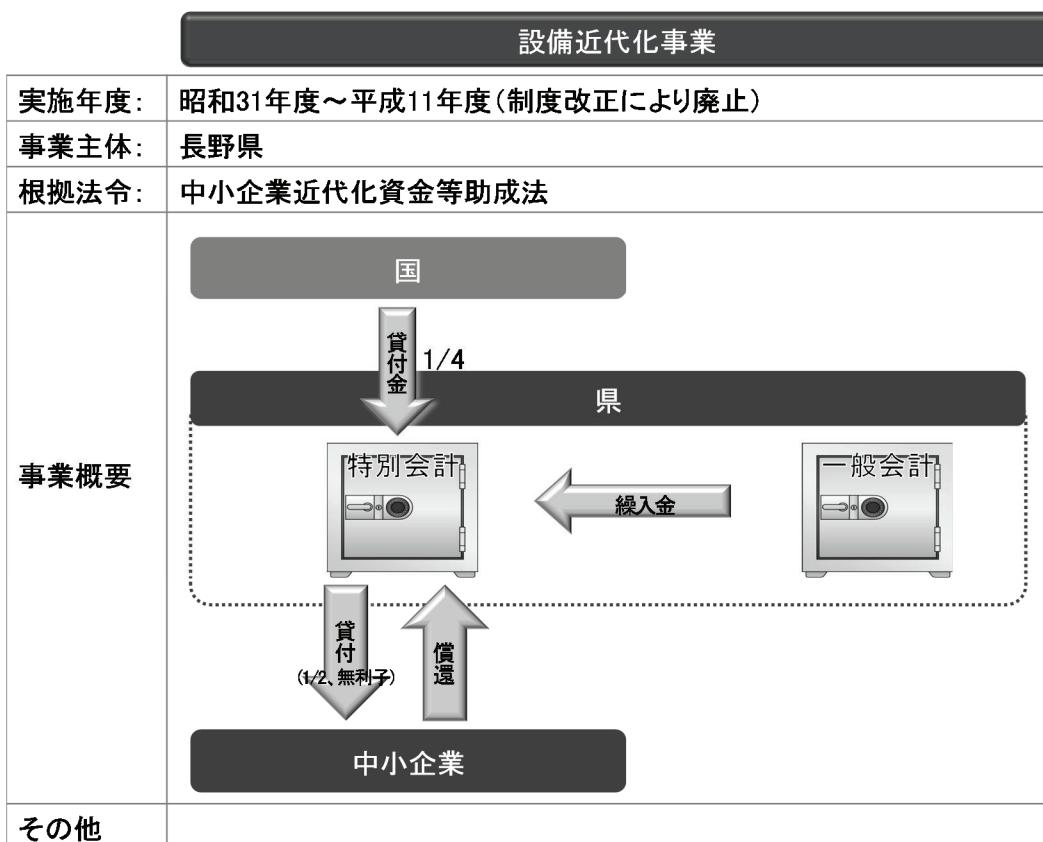
¹⁶ 高度化事業（B方式）は、64 ページ下図を参照。

②資金貸付制度等の概要

中小企業者向け資金貸付制度等の変遷は次のとおりであり、現在はほとんどの貸付制度は休止され、事業の大半は債権管理事務となっている。



また、それぞれの資金貸付制度等の概要は下記のとおりである。



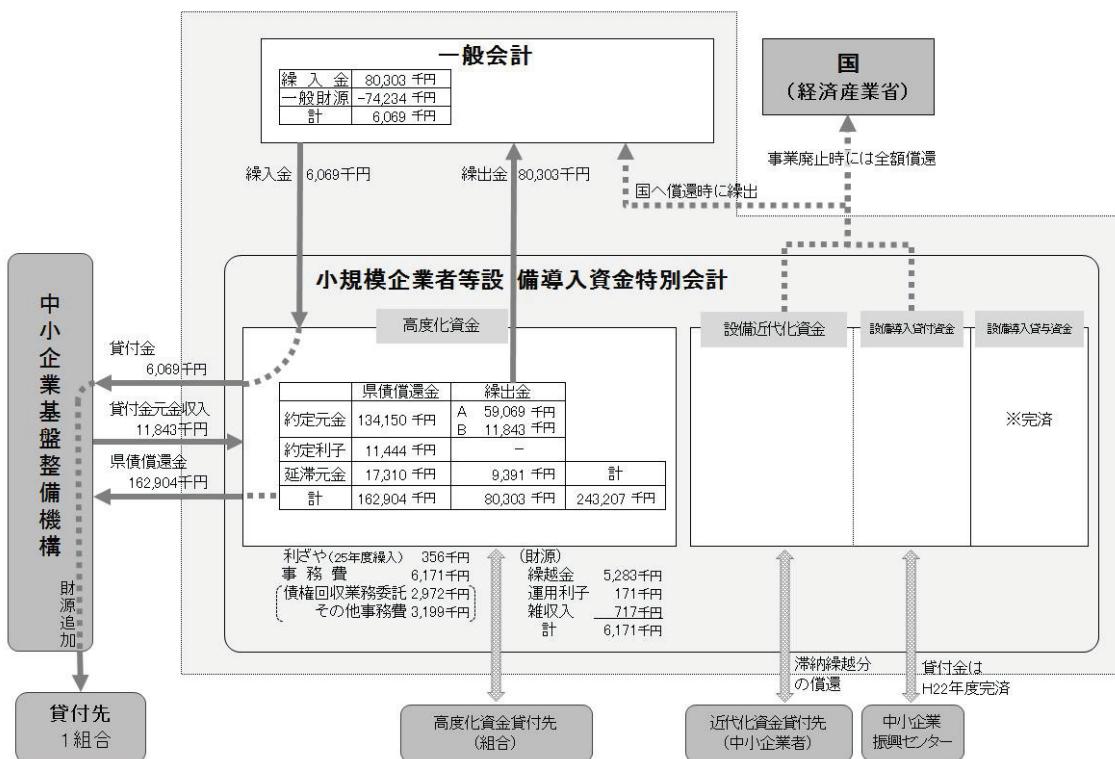
設備貸与事業		設備資金貸付事業
実施年度:	昭和41年度～平成26年度 (平成16年度から休止)	平成12年度～平成26年度 (平成16年度から休止)
事業主体:	中小企業振興センター	
根拠法令:	小規模企業者等設備導入資金助成法 長野県小規模企業者等設備導入資金貸付要綱	
	<p>The diagram illustrates the flow of funds in the equipment leasing system. At the top, the government (国) provides a loan (貸付金) to the county (県). The county's special accounting unit (特別会計) receives the loan and makes a loan (貸付) to the Small Business Revitalization Center (中小企業振興センター). The center then lends (借入) to small-scale business operators (小規模事業者). The operators pay interest (リース料) back to the center. The center also makes a loan (貸付) to the county's general accounting unit (一般会計), which then provides a loan (貸付) to the operators. The operators return principal and interest (償還) to both the center and the general accounting unit. Arrows indicate the direction of money flow, and boxes labeled '(1/2, 無利子)' and '(10/10, 2.75%)' specify interest rates.</p>	<p>The diagram illustrates the flow of funds in the equipment funding system. At the top, the government (国) provides a loan (貸付金) to the county (県). The county's special accounting unit (特別会計) receives the loan and makes a loan (貸付) to the Small Business Revitalization Center (中小企業振興センター). The center then lends (借入) to small-scale business operators (小規模事業者). The operators pay interest (リース料) back to the center. The center also makes a loan (貸付) to the county's general accounting unit (一般会計), which then provides a loan (貸付) to the operators. The operators return principal and interest (償還) to both the center and the general accounting unit. Arrows indicate the direction of money flow, and boxes labeled '(5/10, 無利子)' and '(1/公, 無利子)' specify interest rates.</p>
その他	平成18年度をもってセンター貸付金は完済	平成22年度をもってセンター貸付金は完済

高度化事業(A方式)		高度化事業(B方式)
実施年度:	昭和42年度～ (平成17年度から一般向け休止)	昭和42年度～
事業主体:	県	
根拠法令:	中小企業基盤整備機構法 長野県中小企業高度化資金貸付規程	
	<p>The diagram illustrates the flow of funds in Advanced Business System A. The government (国) invests (出資) in the Small Enterprise Foundation Construction Organization (中小企業基盤整備機構). This organization then provides a loan (貸付金) to the county (県). The county's special accounting unit (特別会計) receives the loan and makes a loan (貸付金) to cooperatives (組合等). The cooperatives return principal and interest (償還金) to both the foundation and the general accounting unit. Arrows indicate the direction of money flow, and boxes labeled '(54/80)' and '(80/100)' specify participation ratios.</p>	<p>The diagram illustrates the flow of funds in Advanced Business System B. The government (国) invests (出資) in the Small Enterprise Foundation Construction Organization (中小企業基盤整備機構). This organization then provides a loan (貸付金) to the county (県). The county's special accounting unit (特別会計) receives the loan and makes a loan (貸付金) to cooperatives (組合等). The cooperatives return principal and interest (償還金) to both the foundation and the general accounting unit. Arrows indicate the direction of money flow, and boxes labeled '(10/80)' and '(80/100)' specify participation ratios.</p>
その他	有利子・無利子事業あり。 20年度から28年度までの特例措置 負担割合 機構64/80、県16/80	有利子・無利子事業あり。

(出典：資金貸付制度等の概要より監査人作成)

③小規模企業者等設備導入資金特別会計について

小規模企業者等設備導入資金特別会計の概要は下図のとおりである。



(出典：平成 25 年度 小規模企業者等設備導入資金特別会計についてより監査人作成)

④ 監査の結果及び意見

1)高度化資金延滞先残高への対応について(意見)

平成 25 年度末(平成 26 年 3 月末)において、高度化資金延滞先残高は 791 百万であり、高度化資金延滞先からの回収額及び同先に対する貸付金残高は下表に示す状況にある。平成 24 年度においては担保物件の売却や保証人からの大口の回収があったため比較的多額の回収となっているが、これを除けば例年概ね同程度の低水準の回収状況であり、延滞先からの残金全額の回収は大変な困難を伴うものと考えられる。このような状況の下、延滞先からの回収を期限なく継続することは、事務費の負担増につながっている。

年度	回収額	年度末残高
平成 21 年度	3 百万円	970 百万円
平成 22 年度	4 百万円	1,004 百万円
平成 23 年度	3 百万円	834 百万円
平成 24 年度	38 百万円	796 百万円
平成 25 年度	4 百万円	791 百万円

高度化資金延滞先残高について、その回収状況から残高の大半は回収が困難であるものと考えられる。十分な回収が期待できない状況で回収を継続することは、多大な工数を割

くことになり費用対効果を考慮すると事務費発生の伴う督促、回収について経済合理性が認められない。

したがって、サービスサー¹⁷への債権譲渡ないし不納欠損を検討することが望まれる。

¹⁷ サービサーとは、金融機関などから債権を買い取ったり、委託を受けて債権回収を代行する債権回収会社をいう。